

○淡路市国民健康保険運営協議会規則

平成17年4月1日規則第114号

淡路市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、淡路市国民健康保険条例(平成17年淡路市条例第144号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、又は必要があるときは市長に対し建議するものとする。

- (1) 国民健康保険の趣旨普及、宣伝及びその方法に関する事項
- (2) 国民健康保険に関する条例その他諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 国民健康保険特別会計の予算編成及び執行に関する事項
- (4) 療養の給付及び被保険者に関する事項
- (5) 国民健康保険税の賦課方法並びに徴収及び減免に関する事項
- (6) 保健施設に関する事項

(任期)

第3条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が次に掲げる事項に該当した場合においては、市長は速やかに後任者を委嘱するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 任期が満了したとき。
- (3) 委員自ら辞任したとき。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、委員として不適任と認める場合においては、協議会の意見を聴取し、委員を解嘱することがある。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選出する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選出された委員がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の会議は、毎年1月及び8月にこれを開くものとする。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合においては、その都度協議会の会議を開き、速やかに答申しなければならない。

- (1) 市長から諮問があった場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、全委員の半数以上から審議すべき事項を示して要求があった場合

(招集)

第6条 協議会は、会長がこれを招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集する。

(議長)

第7条 協議会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の不成立)

第8条 協議会は、条例第2条に掲げる委員の定数の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。

(議事)

第9条 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出要求)

第10条 会長は、職務執行上必要な資料を市長に対し要求することができる。

(利害関係者等の出席)

第11条 会長は、利害関係人及び参考人として協議会に関係者の出席を求めることができる。

2 利害関係人が協議会に出席を申し出た場合、出席委員の半数以上の同意によりその出席を許可することができる。

3 前2項の出席者は、会長(議長)の指示があった場合は、退場しなければならない。

(協議会の議事録)

第12条 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(状況報告)

第13条 会長は、毎年1回協議会の状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、会議録をもってこれに代えることができる。ただし、市長が協議会に列席した場合は、報告を省略することができる。

(委員の辞職)

第14条 委員が辞職しようとするときは、会長を経由して市長に許可を得なければならない。

(協議会に関する事務)

第15条 協議会に関する事務は、国民健康保険担当課が取り扱う。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月6日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。